

板橋区下水道未普及地域設置浄化槽汚泥の収集運搬に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、板橋区下水道未普及地域設置浄化槽汚泥の収集運搬に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく事業に関する事務手続きについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 申請日に下水道未普及地域に設置されていることの確認は、東京都公共下水道告示一覧表及び東京都公報により行う。なお、必要に応じて現地調査又は東京都下水道局及び関係機関(以下「下水道局等」という。)との協議を行う。

2 要綱第2条第2項にいう国、地方公共団体に準ずる団体とは、その設立又は運営に関して国又は地方公共団体が関与し、相当の財政支出を行っている団体とする。

3 要綱第2条第2項にいう住居併用の事業用建物について、内容に疑義がある場合は、管理者等に居住の事実を確認できる書類の提出を求め又は現地調査を実施する。

4 事業用建物に設置された警備員室及び宿直室等については、要綱第2条第2項にいう住居に含めない。

(申請)

第3条 要綱第3条第1項の申請は、原則として管理者等が行い、申請書の配布及び受付は、資源環境部資源循環推進課が行う。

2 要綱第3条第2項にいう審査は、管理者等が申請書に記載した内容について、必要に応じて現地調査又は下水道局等との協議を行い、浄化槽の継続使用に伴う清掃であること及び第2条の区が事業を行う対象に該当することを確認して行う。現地調査又は下水道局等との協議を行った場合あるいは下水道未普及地域と判断すべき特別な事情が認められる場合は、その経緯を明らかにした書類を添付する。

(再交付)

第4条 認定書は、管理者等の申し出により、当該認定書を使用していないことを事業者により確認したときは、再交付することができる。その場合、再交付する認定書の発行日より前に発行した認定書については無効とする旨を再交付する認定書に記載する。

(支払い)

第5条 事業者は、管理者等から清掃依頼があった時は、すみやかに区に連絡し、区と浄化槽汚泥収集運搬契約を締結するものとする。

2 管理者等は、清掃の完了を確認した後に、清掃を行った事業者が記載した清掃で引き抜いた浄化槽汚泥の量を確認したうえで認定書に自署し、清掃を行った事業者に浄化槽の清掃分の料金を支払い、認定書を引き渡す。

3 清掃及び収集運搬を行った事業者は、前項で管理者から引き渡された認定書及び業務を完了したことを示す書類（以下、「業務完了書類」という。）を請求書に添付して区に収集運搬料金を請求する。

4 区は、その請求に基づき、業務完了書類により事業が完了したことを確認し、清掃及び収集運搬を行った事業者に収集運搬料金を支払う。

（業務完了書類）

第6条 事業を実施した事業者が提出する業務完了書類は、完了報告書（別記第1号様式）及び一般廃棄物管理票（D票）とする。

（委任）

第7条 この要領に定めのない事項については、別に資源環境部長が定める。

付 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 「板橋区浄化槽清掃経費の助成特別措置に関する実施要領」（平成12年4月1日施行 一部改正 平成17年4月1日施行）については、平成24年3月31日をもって廃止する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式			
完 了 報 告 書			
			年 月 日
宛先 板橋区長			
	住 所		
	氏 名 (会社名・代表者名)		
年度認定書取扱浄化槽の清掃・浄化槽汚泥の収集・運搬が完了したので			
以下のとおり報告します。			

年 度 認 定 書 取 扱 浄 化 槽 清 掃 完 了 報 告 書			
清掃年月日	認定書番号	容量	備 考
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
年 月 日		m ³	
区 使 用 欄	認 定 書		枚
	一般廃棄物管理票 (D 票)		枚